

事 務 連 絡  
令和3年4月19日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当課長 殿  
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）  
各市町村下水道担当課長 殿  
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）  
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の  
実施に係る協力について

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月13日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和3年4月19日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の  
実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた  
工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点  
措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応につい  
て」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたとこ  
ろです。

このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より新  
型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協  
力について依頼がありました。

つきましては、本件モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタ  
リング検査に係る相談等があった場合には、積極的にご協力いただくよう宜しくお願  
いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施  
に係る協力依頼について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あてに、  
別添3のとおり日本建設業連合会あてに送付しておりますので、参考まで送付いたし  
ます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、  
周知を宜しくお願ひします。

国土交通省大臣官房技術調査課 御中  
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の  
実施に係る協力について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組みにつきまして、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置が終了したところですが、同措置の終了後も、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくことが必要です。また、現在、まん延防止等重点措置を実施している地域があることにも留意する必要があります。この点について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月16日変更）においては、「サーベイランス・情報収集」として、「政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」とされているところです。

この趣旨を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においては、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等において感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査を実施することとしております。

このため、建設現場、特に共同生活を伴う寮等を設置している建設現場において、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から日本建設業連合会に対して協力をお願いしているところです。

つきましては、建設現場等において発注者の理解のもとに請負業者がモニタリング検査を円滑に実施できるよう、貴職においては、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設業者から発注者に検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただけるよう発注者への周知についてご協力をお願いいたします。

○感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施（4/12 18:00 時点）【別添①】

○新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR 検査）モニター募集中【別添②】

○感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

## 感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施 4/12 18:00 時点

### 【目的】

- 緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆や感染源を早期探知、感染再拡大を防止
- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査などの対応を講じる。まん延防止等重点措置も機動的に実施。

### 【実施場所】

- 有識者の意見を踏まえ、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等比較的感染リスクの高い場所を中心に実施（スポットで唾液PCR容器等を交付する方式・団体検査方式）
- 地域の実情を把握している自治体からの提案を踏まえ、実施場所を決定

### 【対象地域】

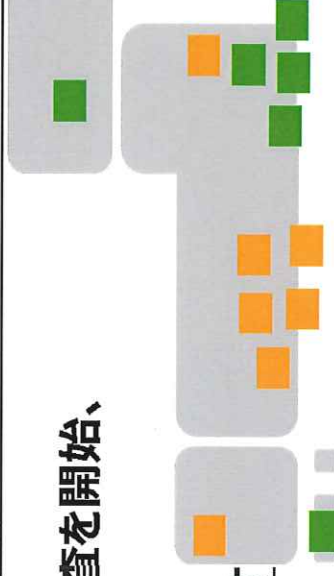
- 栃木県は2月22日から、岐阜県は3月4日から、大阪府、京都府、兵庫県は3月5日から、愛知県、福岡県は3月6日から、それぞれ検査を開始
- 首都圏についても、神奈川県は3月18日から、千葉県は3月19日から、東京都、埼玉県は3月20日から、それぞれ検査を開始
- 北海道は4月1日、沖縄県は4月2日から、それぞれ検査を開始、
- 宮城県については開始に向けて調整中

### 【規模】

- 段階的に検査数を拡大、まずは1日1万件規模を目指す

### 【検査結果及び分析結果】

- 検査結果や分析に関しては、随時、内閣官房ウェブサイトに公開し、活用を図る



# 新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査 (PCR検査) モニター募集中

内閣官房  
Cabinet Secretariat

モニタリング検査の流れ



**特に密になりやすい  
作業現場、工場、  
従業員寮をお持ちの  
事業所の方はぜひ  
ご登録ください！**



① 検査は無料です

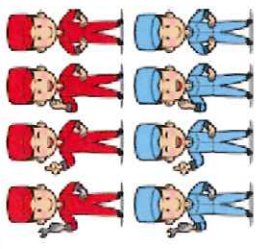
② 唾液を採るだけ  
苦痛はありません

③ 職場で検査できます

④ 感染者の早期発見につながります



**定期的な検査で感染の再拡大を防止！**



↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願ひします↓↓↓  
[corona.go.jp/monitoring/form-group/](https://corona.go.jp/monitoring/form-group/)  
または、「**モニタリング検査 事業所登録**」で検索  
※当面は随時募集いたします

<お問い合わせ先>  
株式会社三菱総合研究所  
メール：[proactive\\_test@ml.mri.co.jp](mailto:proactive_test@ml.mri.co.jp)

事務連絡  
令和3年4月19日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

## 国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の  
実施に係る協力について

先般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月16日変更）において、「緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等」として「政府及び都道府県は、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析の実施を検討し、感染の再拡大を防ぐこと」とされていることを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等において感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査を実施することとしている。

このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力に

ついて依頼があった。

ついては、本件モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり主な民間発注者団体の長あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり日本建設業連合会あてに送付しているため、参考まで送付する。

事務連絡  
令和3年4月19日

日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から日本建設業連合会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について依頼がなされているところであり、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設現場、特に共同生活を伴う寮等を設置している建設現場において、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、宜しくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。